

資料-203 ① 公共用水域の水質測定方法

令和4年度

項目	測定方法	定量下限値	単位
水素イオン濃度	JISKO102 12.1	—	—
溶存酸素量	JISKO102 32	0.5	mg/L
生物化学的酸素要求量	JISKO102 21	0.5	mg/L
化学的酸素要求量(アルカリ性法)	告示第59号 別表2.2 ア 備考2	0.5	mg/L
化学的酸素要求量(酸性法)	JISKO102 17	0.5	mg/L
浮遊物質質量	告示第59号 付表9	1	mg/L
大腸菌数	告示第59号 付表10	1	CFU/100mL
大腸菌群数	告示第59号 別表2.1(1)ア 備考4	1.8	MPN/100mL
n-ヘキサン抽出物質	告示第59号 付表14	0.5	mg/L
カドミウム	JISKO102 55.2、55.3又は55.4	0.001	mg/L
全シアン	JISKO102 38.1.2(JIS38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、又は38.1.2及び38.5又は付表1	0.1	mg/L
鉛	JISKO102 54	0.005	mg/L
六価クロム	JISKO102 65.2(JISKO102 65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 JISKO102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 JISKO102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(JISKO102 65.の備考11(b))による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その濃度が70~120%であることを確認すること。3 JISKO102 65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2)に定めるところによるほか、JISKO170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	mg/L
砒素	JISKO102 61.2、61.3又は61.4	0.005	mg/L
総水銀	告示第59号 付表2	0.0005	mg/L
アルキル水銀	告示第59号 付表3	0.0005	mg/L
PCB	告示第59号 付表4	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
四塩化炭素	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.004	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0006	mg/L
トリクロロエチレン	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	JISKO125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002	mg/L
チウラム	告示第59号 付表5	0.0006	mg/L
シマジン	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.0003	mg/L
チオベンカルブ	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.001	mg/L
ベンゼン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001	mg/L
セレン	JISKO102 67.2、67.3又は67.4	0.002	mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	「硝酸性窒素」JISKO102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6 「亜硝酸性窒素」JISKO102 43.1	0.015	mg/L
ふっ素	JISKO102 34.1(JIS34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL、及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS34.1.1c(注(2)第三文及びJIS34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	0.08	mg/L
ほう素	JISKO102 47.1、47.3又は47.4	0.02	mg/L
1,4-ジオキサン	告示第59号 付表8	0.005	mg/L
アンモニア性窒素	JISKO102 42.2又は42.8	0.05	mg/L
亜硝酸性窒素	JISKO102 43.1	0.005	mg/L
硝酸性窒素	JISKO102 43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6	0.01	mg/L
全窒素	JISKO102 45.2、45.3、45.4又は45.6(JIS45の備考3を除く。)	0.05	mg/L
リン酸態リン	JISKO102 46.1	0.003	mg/L
全リン	JISKO102 46.3(JIS46の備考9を除く。)	0.003	mg/L
全亜鉛	JISKO102 53	0.001	mg/L
ニルフェノール	告示59号 付表11	0.00006	mg/L
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	告示59号 付表12	0.0006	mg/L
クロロホルム	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.1	0.004	mg/L
1,2-ジクロロプロパン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
p-ジクロロベンゼン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.1	0.02	mg/L
イソキサチオン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ダイアジノン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0005	mg/L
フェントロチオン(MEP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0003	mg/L
イソプロチオラン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.004	mg/L
オキシ銅(有機銅)	環水規第121号 付表2	0.004	mg/L
クロタロニル(TPN)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.005	mg/L
プロピザミド	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ジクロロボス(DDVP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
フェノカルブ(BPMC)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.003	mg/L
イソベンホス(IBP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
クロロニトロフェン(CNP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
トルエン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.06	mg/L
キシレン	JISKO125 5.1、5.2又は5.3.2	0.04	mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号 付表3 第1又は第2	0.006	mg/L
ニッケル	JISKO102 59.3又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.001	mg/L
モリブデン	JISKO102 68.2又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.007	mg/L
塩化ビニルモノマー	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表1	0.0002	mg/L
エビクロロロリン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表2	0.00004	mg/L
全マンガン	JISKO102 56.2、56.3、56.4又は56.5(準備操作は規格によるほか、海水など塩類を多く含む試料を分析する場合にあっては、必要に応じ試料を希釈することとする。)	0.02	mg/L
ウラン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表4 第1又は第2	0.0002	mg/L
アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省) 付表5 第1、第2又は第3	0.002	mg/L
トリハロメタン生成能	環境庁告示30号(平12.2.14改定) 別表	0.001	mg/L
塩化物イオン	JISKO102 35又は上水試験法	2	mg/L
陰イオン界面活性剤	JISKO102 30.1	0.05	mg/L
クロロフィル-a	海洋観測指針(吸光度法・蛍光度法)又は上水試験法	0.001	mg/L
EPN	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
TOC	JISKO102 22.1又は22.2	0.5	mg/L
N-BOD	JISKO102 21 備考1	0.5	mg/L
溶解性BOD	JISKO102 21準拠(クロロフィル-aの測定と同じ濾紙を使用)	0.5	mg/L
溶解性COD	JISKO102 17準拠(クロロフィル-aの測定と同じ濾紙を使用)	0.5	mg/L

(注1) 溶存酸素量については、現場にて固定作業を実施した。  
 (注2) 告示第59号とは、昭和46年12月28日付環境庁告示第59号を示す。  
 (注3) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。ただし、水素イオン濃度及び塩化物イオン(海域)を除く。  
 (注4) 「公共用水域の監視結果」中の略記は次のとおり。  
 m: 環境基準値を超える検体数 n: 総検体数 x: 環境基準値に適合しない日数 y: 総測定日数 k: 下限値以上の検体数

資料-203 ② 地下水の水質測定方法

令和4年度

項目	測定方法	定量下限値	単位
水素イオン濃度	JISK0102 12.1	—	—
カドミウム	JISK0102 55.2、55.3又は55.4	0.001	mg/L
全シアン	JISK0102 38.1.2(JIS38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2、38.1.2及び38.3、又は38.1.2及び38.5又は付表1	0.1	mg/L
鉛	JISK0102 54	0.005	mg/L
六価クロム	JISK0102 65.2(JISK0102 65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。)1 JISK0102 65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。2 JISK0102 65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(JISK0102 65.の備考11のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。3 JISK0102 65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合 2に定めるところによるほか、JISK0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	0.01	mg/L
砒素	JISK0102 61.2又は61.3又は61.4	0.005	mg/L
総水銀	告示第59号 付表2	0.0005	mg/L
アルキル水銀	告示第59号 付表3	0.0005	mg/L
PCB	告示第59号 付表4	0.0005	mg/L
ジクロロメタン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
四塩化炭素	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0002	mg/L
クロロエチレン	告示第10号 付表	0.0002	mg/L
1,2-ジクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	0.0004	mg/L
1,1-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
1,2-ジクロロエチレン	「シス-1,2-ジクロロエチレン」及び「トランス-1,2-ジクロロエチレン」の項目で定める方法	0.004	mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.002	mg/L
トランス-1,2-ジクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.002	mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0006	mg/L
トリクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.001	mg/L
テトラクロロエチレン	JISK0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	0.0005	mg/L
1,3-ジクロロプロペン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.0002	mg/L
チウラム	告示第59号 付表5	0.0006	mg/L
シマジン	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.0003	mg/L
チオベンカルブ	告示第59号 付表6 第1又は第2	0.001	mg/L
ベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.001	mg/L
セレン	JISK0102 67.2、67.3又は67.4	0.002	mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	「亜硝酸性窒素」及び「硝酸性窒素」の項目で定める測定方法	0.015	mg/L
亜硝酸性窒素	JISK0102 43.1	0.005	mg/L
硝酸性窒素	JISK0102 43.2.1 43.2.3 43.2.5又は43.2.6	0.01	mg/L
ふっ素	JISK0102 34.1(JIS34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mLに硫酸10mL、りん酸60mL及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mLを混合し、水を加えて1,000mLとしたものを用い、JIS K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又はJIS34.1.1c)注(2)第三文及びJIS34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示第59号付表7	0.08	mg/L
ほう素	JISK0102 47.1 47.3又は47.4	0.02	mg/L
1,4-ジオキサン	告示第59号 付表8	0.005	mg/L
クロロホルム	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
1,2-ジクロロプロパン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.006	mg/L
p-ジクロロベンゼン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.1	0.02	mg/L
イソキサチオン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
ダイアジノン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0005	mg/L
フェニトロチオン(MEP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0003	mg/L
イソプロチオラン	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.004	mg/L
オキシ銅	環水規第121号 付表2	0.004	mg/L
クロタロニル(TPN)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.005	mg/L
プロピザミド	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
EPN	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
ジクロロボス(DDVP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
フェノバルブ(BPMC)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.003	mg/L
イプロボス(IPP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.0008	mg/L
クロニトロフェン(CNP)	環水規第121号 付表1 第1又は第2	0.001	mg/L
トルエン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.06	mg/L
キシレン	JISK0125 5.1、5.2又は5.3.2	0.04	mg/L
フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第121号 付表3 第1又は第2	0.006	mg/L
ニッケル	JISK0102 59.3又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.001	mg/L
モリブデン	JISK0102 68.2又は環水規第121号 付表4若しくは付表5	0.007	mg/L
アンチモン	JISK0102 62.2又は環水規第121号 付表6	0.002	mg/L
エピクロヒドリン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省)の付表2に掲げる方法	0.00004	mg/L
全マンガン	JISK0102 56.2、56.3、56.4又は56.5	0.02	mg/L
ウラン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(H16.3.31環境省)の付表4 第1又は第2に掲げる方法	0.0002	mg/L

(注1) 告示第59号とは「水質汚濁に係る環境基準」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)を、告示第10号とは「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日環境庁告示第10号)を示す。

(注2) 有効数字は2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。ただし、水素イオン濃度を除く。

資料-204 汚濁負荷量調査結果

調査箇所:大倉ダム

調査期間:令和5年1月

調査地点・調査日 測定項目・単位	十里平	十開橋	南沢 最下流	湯川 最下流	横川 最下流	定義橋 下流	高見沢 (定義排水 流入前)	高見沢 (定義排水 流入後)	滝の上橋	堰ノ沢橋	上山崎 バス停前	日向橋	大倉大橋 中央	ダム出口	
	令和5年1月19日														
測定時刻	-	10:30	11:40	12:10	10:03	13:10	10:50	11:28	14:55	14:18	10:30	11:00	11:30	9:50	11:50
採取位置	-	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	流心 (中央)	上層 (表層)	上層 (表層)
採取水深	m	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
天候	-	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ	晴れ
降雨状況(※)	-	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××
気温	°C	2.3	3.1	1.6	2.4	3.6	3.5	2.1	2.1	5.5	3.4	5.2	4.3	2.3	3.7
水温	°C	2.4	2.4	2.2	2.4	2.8	3.2	1.9	2.5	5.1	3.3	2.8	2.7	0.3	1.9
臭気		無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
濁り		無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し	無し
色相		無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
流量	m <sup>3</sup> /s	0.747	0.493	0.198	0.363	0.255	2.018	0.017	0.015	2.482	0.007	0.008	0.006	—	—
流量	m <sup>3</sup> /day	64,540	42,600	17,110	31,360	22,030	174,360	1,470	1,300	214,440	600	690	520	—	—
水素イオン濃度	-	7.1	7.2	7.2	7.1	7.3	7.3	7.1	7.2	7.2	7.3	7.4	7.4	7.2	7.2
溶存酸素量	mg/L	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	12
生物学的酸素要求量	mg/L	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
化学的酸素要求量	mg/L	0.8	1.0	1.5	1.0	1.1	1.1	2.3	2.5	1.1	1.5	1.9	1.9	1.6	2.1
溶解性化学的酸素要求量	mg/L	0.6	0.8	1.5	1.0	0.7	0.9	2.2	2.3	1.0	1.4	1.1	1.6	1.3	1.6
浮遊物質	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	1	<1	2	<1	1
大腸菌数	CFU/100mL	<1	<1	1	3	<1	<1	28	26	3	2	<1	2	1	1
大腸菌群数	MPN/100mL	<1.8	4.5	23	7.8	7.8	13	49	23	33	49	46	46	13	7.8
全窒素	mg/L	0.11	0.16	0.12	0.10	0.09	0.13	0.12	0.13	0.12	0.07	0.09	0.15	0.16	0.18
全リン	mg/L	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.005	0.007	0.010	0.005	0.017	0.031	0.034	0.007	0.009
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.092	0.13	0.090	0.076	0.067	0.10	0.078	0.077	0.088	0.041	0.055	0.11	0.12	0.10
硝酸性窒素	mg/L	0.08	0.13	0.08	0.07	0.06	0.10	0.07	0.07	0.08	0.03	0.05	0.11	0.11	0.10
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
アンモニア性窒素	mg/L	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
塩化物イオン	mg/L	3	3	2	3	2	3	2	5	3	14	3	3	5	6
りん酸性りん	mg/L	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.003	<0.003	0.003	0.005	<0.003	0.011	0.021	0.027	0.003	<0.003
クロロフィルa	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.004	0.006	<0.002	<0.002	0.002
TOC	mg/L	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	1.0	1.1	<0.5	0.7	0.5	0.8	0.9	0.8
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50

※右から採水日前々日、前日、当日の3日分を示す(○:1mm以上の降雨あり、×:1mm以上の降雨なし)

資料-205 河川・海域の底質調査結果

調査日:河川 令和4年10月11日、14日 海域 令和4年9月16日

調査地点名	項目		pH		酸化還元電位 (mV)	COD (mg/kg)	全窒素 (mg/kg)	全磷 (mg/kg)	n・ヘキササン抽出物質 (mg/kg)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	全クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/kg)	含水率 (%)	強熱減量 (%)	粒度組成							
	河	川	H <sub>2</sub> O	KCl														粗礫分 (%)	中礫分 (%)	細礫分 (%)	粗砂分 (%)	中砂分 (%)	細砂分 (%)	シルト分 (%)	粘土分 (%)
河川	広瀬川	三橋	7.7	6.2	482	<2000	33	120	<25	0.07	3.2	4.8	0.01	3	<20	14	0.9	1.8	14.1	10.5	45.6	25.2	2.4	0.1	0.3
	名取川	袋原堰下	7.5	5.9	272	9000	370	400	<25	0.16	5.8	7.5	0.05	10	<20	37	4.1	0.0	19.0	6.1	13.1	8.0	9.5	28.3	16.0
	筑川	皿屋敷橋	7.8	6.2	427	<2000	64	290	<25	0.07	2.6	3.9	0.02	10	<20	23	1.3	0.0	29.4	17.3	23.6	23.5	4.9	0.5	0.8
	七北田川	福田大橋	7.2	6.4	349	<2000	80	160	<25	0.07	2.5	4.1	<0.1	10	<20	25	1.4	0.0	4.4	3.2	12.2	63.2	14.9	0.7	1.4
		高砂橋	7.2	6.5	325	<2000	92	150	<25	0.07	2.5	4.8	<0.1	7	<20	27	1.5	0.0	0.1	0.1	1.3	60.5	35.3	1.2	1.5
	梅田川	福田橋	7.2	6.3	242	<2000	75	250	<25	0.07	3.2	3.9	0.02	3	<20	28	1.4	0.0	0.1	0.4	2.7	87.9	7.4	0.6	0.9
海域	内港	1	8.4	8.8	211	18000	750	250	<25	<0.05	7.2	15	0.06	10	<20	48	7.2	0.0	0.0	0.6	0.8	5.0	22.3	34.2	37.1
	内港	2	8.6	8.0	371	13000	1200	360	<25	<0.05	7.0	10	0.06	9	<20	48	5.4	0.0	0.0	0.8	1.2	26.7	40.1	9.2	22.0
	内港	3北	8.6	7.5	414	16000	840	390	<25	<0.05	5.8	8.1	0.04	7	<20	44	4.7	0.0	0.0	0.2	0.9	42.0	25.6	11.1	20.2
	内港	4内	8.5	7.6	377	30000	1900	580	<25	<0.05	10	13	0.12	12	<20	70	11.2	0.0	0.0	0.1	0.3	11.7	17.2	23.4	47.3
	外港	1	8.3	7.6	364	24000	2700	670	<25	<0.05	12	14	0.15	15	<20	67	11.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	6.9	51.4	41.6
	外港	3	8.1	7.6	210	<2000	220	260	<25	<0.05	4.1	10	0.02	14	<20	26	2.8	0.0	0.0	0.2	0.5	28.3	60.8	4.0	6.2
	蒲生	2	8.3	7.2	422	20000	1500	660	<25	<0.05	10	20	0.14	11	<20	56	8.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	3.0	69.3	27.5
	蒲生	3	8.6	7.7	480	2000	180	210	<25	<0.05	3.7	8.9	0.02	8	<20	31	2.5	0.0	0.0	0.0	0.3	44.0	46.9	3.9	4.9
	荒浜	3	8.2	7.3	427	10000	530	430	<25	<0.05	6.9	14	0.07	9	<20	43	5.0	0.0	0.0	0.0	0.1	3.5	32.3	44.0	20.1
	荒浜	4	8.3	7.3	408	14000	1000	520	<25	<0.05	9.2	15	0.11	9	<20	48	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	12.3	60.7	24.5
井土	4	8.3	7.4	413	20000	1200	550	<25	<0.05	9.1	18	0.12	9	<20	52	7.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.7	62.8	35.4	

資料-206 ①地下水概況調査結果(環境基準項目・要監視項目)

単位:mg/L

調査項目・基準値、指針値		区・二次メッシュコード・調査日					
		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	
		5740-35	5740-37	5740-27	5740-27	5740-37	
		R4.9.13	R4.9.14	R4.9.14	R4.9.14	R4.9.12	
水温	-	19.7	19.9	17.0	16.0	15.9	
pH	-	6.4	7.7	7.4	6.6	9.3	
環境基準項目	カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	
	鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	六価クロム	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
	砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	
	PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	
	ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
	チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
	シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
	チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
	セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	3.5	0.020	0.28	0.019	
	ふっ素	0.8	<0.08	0.08	0.08	<0.08	
	ほう素	1	<0.02	0.06	0.03	0.07	
	1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
	要監視項目	クロロホルム	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
		1,2-ジクロロプロパン	0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006
		p-ジクロロベンゼン	0.2	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
		イソキサチオン	0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
		ダイアジノン	0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
フェニトロチオン(MEP)		0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
イソプロチオラン		0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
オキシ銅(有機銅)		0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
クロロタロニル(TPN)		0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
プロピザミド		0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
EPN		0.006	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
ジクロロボス(DDVP)		0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
フェノブカルブ(BPMC)		0.03	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
イプロベンホス(IBP)		0.008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
クロルニトロフェン(CNP)		-	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
トルエン		0.6	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
キシレン		0.4	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
フタル酸ジエチルヘキシル		0.06	<0.006	<0.006	<0.006	<0.006	
ニッケル		-	<0.001	0.001	<0.001	0.001	
モリブデン		0.07	<0.007	0.007	<0.007	<0.007	
アンチモン		0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
エピクロロヒドリン		0.0004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	
全マンガン		0.2	<0.02	0.50	0.50	3.0	
ウラン	0.002	<0.0002	0.0003	0.0002	<0.0002		

(注1) 環境基準項目については基準値、要監視項目については指針値である。

(注2) NDは、検出されなかったことを示す(告示第10号 別表 備考第2)。

資料-206 ②地下水概況調査結果(環境基準項目)

単位:mg/L

区・二次メッシュコード・調査日		青葉区	青葉区	青葉区	宮城野区	若林区	若林区	太白区	太白区	泉区	泉区
		5740-35	5740-37	5740-35	5740-37	5740-27	5740-27	5740-26	5740-27	5740-46	5740-37
調査項目・基準値、指針値		R4.9.13	R4.9.13	R4.9.21	R4.9.21	R4.9.12	R4.9.21	R4.9.13	R4.9.21	R4.9.12	R4.9.21
水温	-	16.9	15.0	14.5	15.5	15.8	17.0	15.9	18.2	17.0	17.8
pH	-	6.7	6.7	6.6	6.1	7.3	6.5	7.0	6.5	6.7	6.7
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.007
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	ND	ND	-	ND	-	ND	-	ND
PCB	検出されないこと	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
クロロエチレン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	0.0057	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0006	0.0011	<0.0005	0.0039	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.1	5.7	0.69	5.0	3.6	3.6	7.3	2.3	2.0	4.9
ふっ素	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	0.12
ほう素	1	<0.02	0.02	<0.02	<0.02	0.03	0.06	<0.02	0.11	<0.02	0.05
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

(注) NDは、検出されなかったことを示す(告示第10号 別表 備考第2)。



## 資料-207 ① 地下水継続監視調査結果

単位:mg/L

区・二次メッシュ・調査日		宮城野区	太白区	泉区
		5740-37	5740-26	5740-36
		R4.7.25	R4.7.25	R4.7.25
調査項目	基準値			
水温	-	15.3	18.0	16.5
pH	-	7.5	7.5	6.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	19	15	14
亜硝酸性窒素	-	<0.005	<0.005	<0.005

区・二次メッシュ・調査日		青葉区	宮城野区	若林区	若林区	泉区
		5740-36	5740-37	5740-27	5740-27	5740-36
		R4.7.26	R4.7.26	R4.7.26	R4.7.26	R4.7.26
調査項目	基準値					
水温	-	15.7	15.3	17.5	15.6	17.8
pH	-	6.8	7.9	8.0	7.6	9.0
砒素	0.01	0.027	0.008	0.034	0.019	0.020

## 資料-207 ② 地下水汚染井戸周辺地区調査結果

単位:mg/L

区・二次メッシュ・調査日		青葉区
		5740-35
		R4.7.25
調査項目	基準値	
水温	-	15.0
pH	-	6.5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	8.6
亜硝酸性窒素	-	<0.005

資料-208 公共用水域水質・底質のダイオキシン類監視結果

区分	水域名		調査地点名	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
河川	大倉川	大倉川上流	滝の上橋	0.058	0.39
	広瀬川	広瀬川(1)	鳴合橋	0.060	0.22
		広瀬川(2)	愛宕橋	0.061	0.82
		斉勝川	斉勝川最下流	0.071	1.5
	名取川	名取川上流	深野橋	0.058	0.10
		名取川中流	栗木橋	0.076	0.40
	七北田川	七北田川上流	福岡大堰	0.061	0.68
			七北田橋	0.064	0.93
		七北田川中流	福田大橋	0.067	0.68
		梅田川		福田橋	0.18
湖沼	大倉ダム		ダムサイト	0.059	2.6
	七北田ダム		ダムサイト	0.059	4.0
海域	仙台港地先海域(甲)		内港4内	0.062	7.1
	仙台港地先海域(乙)	外港3		0.062	0.49
		蒲生3		0.076	0.37
	仙台港地先海域(丙)		荒浜3	0.061	2.1
環境基準値				1	150

調査日(河川・湖沼) : 令和4年10月11日~14日

調査日(海域) : 令和4年9月16日

資料-209 地下水のダイオキシン類監視結果

区分	調査地点名	二次メッシュコード	水質 (pg-TEQ/L)
地下水	青葉区	5740-35	0.058
	宮城野区	5740-37	0.058
	若林区	5740-27	0.058
	太白区	5740-27	0.058
	泉区	5740-37	0.060
環境基準値			1

調査日 : 令和4年9月21日



資料-210 有機スズの実態調査結果

1. 海域調査(水質)

(単位:  $\mu\text{g/L}$ )

調査日: 令和4年9月16日

調査対象物質	調査地点										
	内港1	内港2	内港3北	内港4内	外港1	外港3	蒲生2	蒲生3	荒浜3	荒浜4	井土4
トリブチルスズ化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
トリフェニルスズ化合物	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

トリブチルスズ化合物 : TBTO換算値    トリフェニルスズ化合物: TPTCI換算値

2. 海域調査(底質)

(単位:  $\mu\text{g/g}$ )

調査日: 令和4年9月16日

調査対象物質	調査地点										
	内港1	内港2	内港3北	内港4内	外港1	外港3	蒲生2	蒲生3	荒浜3	荒浜4	井土4
トリブチルスズ化合物	0.0008	0.0022	0.0027	0.010	0.0014	<0.0005	0.0008	<0.0005	0.0005	0.0009	0.0008
トリフェニルスズ化合物	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005

トリブチルスズ化合物 : TBTO換算値    トリフェニルスズ化合物: TPTCI換算値